

指定難病 医療費助成 必要書類チェックリスト（更新用）

※書類の詳細は「令和8年度特定医療費（指定難病）受給者証更新手続の御案内」を御確認ください。

<必要書類>

【令和8年度版】

No	書類名（御案内掲載ページ）	提出要否	備考	チェック
1	特定医療費支給認定申請書（更新用） （p. 4）	必須	両面の記載が必要 ※印字内容に修正がある場合は赤字で取り消し線と訂正が必要	<input type="checkbox"/>
2	臨床調査個人票（p. 4）	必須	難病指定医又は協力難病指定医が記載したもの（記載日から6か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
3	マイナンバー確認書類（p. 5～7）	必須	窓口：提示 郵送：コピー同封（マイナンバーが記載された箇所をコピー）	<input type="checkbox"/>
4	臨床調査個人票の研究利用に関する同意書（p. 8）	任意 （同意する場合）	-	<input type="checkbox"/>
5	軽症高額該当基準に該当することを証明する書類 （p. 8及びp. 11）	該当者のみ	難病の医療費の10割額が、33,330円超の月が申請月含め、過去12か月に3回以上	<input type="checkbox"/>
6	高額かつ長期に該当することを証明する書類（p. 8及びp. 12）	該当者のみ	難病の医療費の10割額50,000円超の月が申請月含め、過去12か月に6回以上	<input type="checkbox"/>
7	支給認定基準世帯員補足事項及び収入申告書（p. 10）	該当者のみ	・支給認定世帯が非課税かつ患者が税法上扶養されている場合 ・支給認定基準世帯員の1月1日時点の住所が川崎市外の場合等	<input type="checkbox"/>
8	特定医療費（指定難病）受給者証（同一健康保険加入の他受給者分） （p. 13）	該当者のみ	同一健康保険加入者に受給者がいる場合	<input type="checkbox"/>
9	小児慢性特定疾病受給者証（同一健康保険加入者分や本人分）（p. 13）	該当者のみ	同一健康保険加入者または、本人が該当の場合	<input type="checkbox"/>
10	中国残留邦人等の支援給付を証明する書類（p. 14）	該当者のみ	支援給付対象者	<input type="checkbox"/>
11	境界層該当者であることを証明する書類（p. 14）	該当者のみ	境界層該当者	<input type="checkbox"/>

<申請書に記載の健康保険から変更となっている場合>

No	書類名（御案内掲載ページ）	対象者	備考	チェック
1	健康保険の資格を確認できる書類 （例：マイナポータルの写し、健康保険資格確認書等）（p. 9）	加入する健康保険に変更がある方	「保険者名・番号」「記号・番号」「被保険者／被扶養者の別」が記載されているものを表面のみA4コピーで提出してください。	<input type="checkbox"/>

※注意：マイナ保険証について、区役所で健康保険資格の確認ができません。資格確認書等をご用意ください。

※注意：住民票・税証明書は不要です。

<申請書の記載漏れや必要書類の提出漏れはありませんか？>

記載漏れや提出漏れがある場合、不備となる可能性があります。

(不備に関するご連絡は、電話連絡もしくは書面で行います。)

申請書の記載漏れや提出漏れの例 (御案内掲載ページ)	備考	チェック
申請書：「医療保険」欄の訂正漏れ (p. 9)	申請書に印字された健康保険から変更となっている場合は、赤字で取消線と変更内容の記載をしたうえで、必要書類の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
申請書：「申請者氏名」の記載漏れ	患者さん（患者さんが18歳未満の場合は保護者）の氏名の記入が必要です。 ※申請者が患者さん又は保護者以外の場合、委任状が必要です。	<input type="checkbox"/>
申請書：「支給認定基準世帯員」欄の記載漏れ (p. 18)	加入している健康保険によって対象者が異なります。	<input type="checkbox"/>
「支給認定基準世帯員補足事項」の提出 (p. 10)	支給認定基準世帯員について、現住所が患者さんと異なる場合／1月1日時点の住所が川崎市外の場合に記載が必要です。	<input type="checkbox"/>
「軽症高額該当基準に該当することを証明する書類」の提出 (p. 8及びp. 11)	医学的審査の結果、「重症度分類」が「満たしていない」場合に追加で提出を求める場合がありますので、軽症高額該当基準に該当する場合、領収書等の提出を推奨しています。	<input type="checkbox"/>
「高額かつ長期に該当することを証明する書類」の提出 (p. 8及びp. 12)	指定難病受給者証の有効期間内に受けた指定難病に係る医療費や、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費が高額であると、自己負担上限月額を減額できる場合があります。 ※高額かつ長期として認定を受けた場合の自己負担上限月額について⇒ (p. 16)	<input type="checkbox"/>

※上記はあくまで一例です。

<市町村民税課税証明書／非課税証明書の原則提出不要について>

令和8年3月より、患者さんが加入している健康保険の種類に関係なく、税証明書の提出が不要となりましたので、取得されないようお願いいたします。

※ 記載いただいたマイナンバーで課税状況が確認できない場合は、別途提出を求める場合がございます。あらかじめ御了承ください。

<申請手続きに関するお問合せ先>

川崎市特定医療コールセンター

電話番号：044-200-1979（平日9:00～17:00）